

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	87	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	10_運輸・交通

## 提案事項(事項名)

精神障害者の移送等に係るタクシーの営業区域外旅客運送の規制緩和

## 提案団体

岡山県、福島県、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

道路運送法第20条に規定する営業区域外旅客運送が認められる場合の緩和を求める。

## 具体的な支障事例

精神保健福祉法に基づく精神障害者の移送は知事の義務であるが、休日夜間の対応が必要な場合がある。出勤できる職員が少ない等の事情から公用車で移送が困難な場合も多く、本来、タクシーの利用は重要な選択肢である。  
しかし、人口減少地域を中心に、夜間は営業を行っていないタクシー事業者が多くサービス空白地帯が発生している。  
さらに、道路運送法第20条でタクシーの発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送が禁じられていることから、都市部にある規模の大きいタクシー会社に配車要請することができないケースが多い。  
やむを得ず、応援職員の到着を待つことになれば、精神障害者を長時間待たせることになり、当該精神障害者の状態の悪化や負担増につながるおそれがある。また、休日夜間等に急きょ出勤する県職員の負担も大きい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県タクシー協会に協議したところ、県が行う移送に協力したいのはやまやまであるが、道路運送法上の規制のため困難とのことであった。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

精神障害者の移送等が早期に対応でき、精神障害者の負担軽減や状態悪化防止につながるとともに、県職員の負担軽減・業務の効率化にも資する。  
また、精神保健福祉法上の移送に限定せず、真に公官署職員が必要とする場合にタクシーを利用しやすくなる制度改正につながれば、他の多くの業務においても、職員の負担軽減・業務の効率化等につながると料する。

## 根拠法令等

道路運送法第20条  
道路運送法施行規則第18条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県

—

## 各府省からの第1次回答

ご指摘のような輸送について、道路運送法第20条第2号の規定に基づいて、区域外であっても輸送することが可能であることから、関係の地方公共団体には周知してまいります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

道路運送法第20条第2号に定める「国土交通省令で定める場合」は、①「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」であること、または、②「一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域」であることが要件とされています。

上記①については、過疎地域等でない地域であっても、休日や夜間のタクシー利用が困難な場合が想定され、この点においては本提案の趣旨を十分に満たすものとは言えません。

上記②については、大規模なイベント開催時や観光シーズンにおける利用客の急増等が対象になっていると解され、これもまた、本提案が意図する恒常的な課題への対応という趣旨とは合致しないと考えられます。

また仮に、①または②に当たるとしても、同号において「関係者間において…協議が調った場合」に限るとされており、これは地域公共交通会議で了承を得ることを指すものと考えられますが、県内各地域で個別にこうした了承を得るためには相当の時間を要し、現実的な運用は極めて困難と見込まれます。

以上の点を踏まえ、同条第1号に規定する「その他緊急を要するとき」として、本提案のように「法令等により対象者の移送（運送）が自治体に義務として課される場合」を含めていただくよう提案します。例えば、精神障害者の移送に限らず、児童相談所が実施する「虐待を受けた子どもを一時保護先に移送する業務」等も、同様に緊急性を有するものであり、本提案の趣旨に合致するものと考えます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

道路運送法第20条第2号の規定に基づく輸送は、「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」における恒常的な支障が想定されている。しかしながら、提案のような支障は、恒常的に交通量が減少した地域に限らず発生し得る、緊急を要する場合における話である。こうした緊急性を伴う状況における輸送ニーズは、道路運送法第20条第2号の範疇に含まれず、むしろ同条第1号に規定されている「緊急を要するとき」に該当するものと整理すべきではないか。

また、児童相談所が実施する「虐待を受けるなどした子どもを一時保護先に連れていく移送業務」については、道路運送法第20条第1号の規定に該当するのか。仮に該当しないのであれば、精神障害者の移送と同様に「緊急を要するとき」に該当するものと整理すべきではないか。

本提案は、提案団体が地方運輸局に照会を行った結果、「現行法規での対応は不可」との回答を受けたことに基づき提出された経緯があるため、地方運輸局へも確実に周知徹底していただきたい。

また、本提案における支障事例は全国的に生じる可能性があるため、関係団体のみならず、全ての地方公共団体に対しても広く周知していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

本件のように、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合には、同法20条2号による営業区域外運送が認められているところです。

道路運送法第20条第1号の「その他緊急を要するとき」は、交通機関が事故等で停止しており空港や駅などに利用者が滞留してしまっているときなど、事前の予見及び体制を構築することが難しく、突発的で迅速に対応が求められる事象が発生した場合を想定しています。

しかし、精神障害者の移送や虐待を受けた子供を一時保護先への移送を行う必要が生じた際に法律上の義務を確実に適切に履行するためには、道路運送法第20条第2号に基づき、予め輸送可能なタクシー事業者や事業者団体、該当自治体等の地域の関係者間での合意を得て移送業務を行う仕組みを整備しておくことが効果的と考えています。なお、そのための地域公共交通会議は県単位での開催も可能であり、また、地域で必要と考えられる期間を包括的に設定するなど、必ずしも各地域で個別に都度開催する必要はありません。

また、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合には、道路運送法第20条第2号が適用可能である点については既に各地方運輸局等に周知し、自治体には事例集等により周知しているところですが、改めて各地方運輸局等を通じて全国の自治体に通知することとします。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

(13)道路運送法(昭26法183)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)27条1項に基づく指定医の診察のための被通報者の移送等については、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合に、20条2号に基づき、あらかじめ地域公共交通会議等での合意が得られているときには、営業区域外旅客運送が認められることを、令和7年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。